

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年8月8日付け4危管第1947号で行った公文書一部開示決定について、実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和4年7月22日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「令和3年4月に実施した原子力関係部局長会議（以下「本件会議」という。）の議事録と、会議に際して使用した、または前後に作成した文書、メモ、録音データと送受信した電子メールを含む電磁的記録の一切」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「第1回原子力関係部局長会議 会議開催結果報告書、音声データ」、「第2回原子力関係部局長会議 会議開催結果報告書、音声データ」及び「原子力関係部局長会議についての通知書（第1回、第2回）」（以下「対象公文書」という。）を特定した。  
このうち、「第1回及び第2回会議開催結果報告書内の議事録（マスコミ非公開部分）、音声データ（マスコミ非公開部分）」及び「第2回会議開催結果報告書内の配布資料（マスコミ非公開部分）」（以下「本件不開示部分」という。）について条例第7条第5号及び第6号に基づき不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年8月12日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和4年10月27日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 5 審査請求人は、条例第26条の2の規定により、令和4年11月22日付けで、同条第1項第1号に規定する反論書を実施機関に提出した。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨  
本件処分を取り消し、本件不開示部分の開示を求めるものである。
- 2 審査請求の理由  
審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、次のとおりである。
  - (1) 本件会議の開催経緯  
ア 本件会議は、政府が令和3年4月13日に決定した、東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）を海洋放出するとした基本方針（以下「基本方針」という。）を受け、福島県知事、副知事及び福島県庁の関係部局長が出席の上、同年4月14日、同15日に開催さ

れたものである。

14日の会議では基本方針の内容の確認とこれに関する意見交換がなされ、15日の会議では関係部局の意見を集約し、福島県として申し入れ意見が取りまとめられている。

取りまとめられた意見（令和3年4月15日付「福島第一原子力発電所における処理水の処分に係る申し入れについて」（以下「当該意見」という。））は、15日午後に福島県知事が上京の上、経済産業大臣と面談した際に文書で手渡された。

イ 国におけるALPS処理水の処分にに関する論点整理は、少なくとも平成25年以降、継続して行われており、その経過全てが経済産業省等のホームページで公開されている。

「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」が令和2年2月10日に出した報告書を踏まえて断続的に開催された「関係者の御意見を伺う場」では、ALPS処理水の処分に、関係者間の賛否や懸念が様々存在することが露見しており、報道も広くなされている。

(2) 本件会議が開催された経緯と経過に鑑みた原決定の不当性について

ア ALPS処理水の処分に、関係者の懸念や賛否があることは本件会議以前に広く県民に知られていた状態であり、ALPS処理水の処分に係る論点については、既に「一定の整理」がなされていたのだから、本件会議で行われた議論は、「一定の整理」がなされた論点に新たに必要な検討を加え、当該意見として整理することに主眼があったものといえる。

そうすると、不開示とされた本件会議の議事録等の内容は、既に広く県民に知られていたALPS処理水の処分に、関係者の懸念を含む多様な意見や、「一定の整理」がなされた論点を振り返るなどした内容がほとんどである。

そこに、新たに必要な検討を加えた形で当該意見が取りまとめられたとしても、その検討自体は相応の監督的地位と指揮監督権限を有する福島県知事、副知事及び部局長の職責にある者による幅広で総合的な議論であると想定されるから、その内容が公になったとしても、条例第7条第5号の定める「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じるとは考え難い。

イ また、本件会議は当該意見を取りまとめることに主眼があったのであるから、当該意見の取りまとめから1年以上経過した開示請求時点において、本件会議の議論の内容が公になることで「率直な意見の交換」が不当に損なわれる事態とは何なのか不明であるし、「意思決定の中立性」が不当に損なわれる事情は想定し難い。

ウ ALPS処理水の処分に、関係者間に懸念や賛否があり、既に県民に知られていた状況であることから、本件会議の議論の内容を公にすることで、ことさら「県民等の間に不当に混乱を生じさせる」状況は想定し難い。

さらに、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害発生のおそれを指摘し、関係省庁に対し万全の対策を講じるよう求め、政府に対しALPS処理水の取扱いに関する理解が深まるよう関係者に対する説明と理解を尽くすよう求める当該意見の内

容を踏まえれば、公になることで「県民等の間に不当な混乱」が生じるとは考え難い。

仮に、本件会議の議事録等に条例第7条第5号の規定に著しく触れる内容があったとしても、その部分のみに限定して不開示とすれば足りる。

エ 当該意見は、令和3年4月15日に経済産業大臣に文書として提出され、政府はその内容を踏まえて令和3年8月24日に「ALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」を決定しており、その内容は、本件会議を経て取りまとめられた当該意見の求めるところはほとんど反映されており、当該意見の作成から1年以上が経過した現時点において、本件会議の議事録等を公にすることで事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす事情は考え難く、本件会議の議事録等の大部分を不開示とする理由はない。

(3) 条例の趣旨目的に鑑みた原決定の不当性について

ア 条例の制度趣旨は、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた県政を推進するために不可欠なもの」であり、県の保有する情報は原則として「県民と共有するもの」（条例前文）であるから、不開示とできる公文書の情報の条件について定めた条例第7条第5号及び第6号の規定は、あくまで「例外規定」と解され、その適用には慎重さが求められる。

イ 条例第7条第6号イについてみると、本件会議でまとめられた当該意見は、ALPS処理水の海洋放出処分に伴う風評被害発生のおそれを指摘し、その対策について関係省庁に万全の対策を講じるよう求めるものであり、その趣旨は「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益」をむしろ守るよう求めるものであり、ひいては「当事者としての地位を不当に害するおそれ」を未然に防止するよう求めるものである。

そうすると当該意見を取りまとめるに至った本件会議の議事録等の内容が、「財産上の利益」や「当事者としての地位」を不当に害する記載を含むとは考え難く、この規定をもって不開示とする理由はない。

また、仮に規定に著しく触れるような記載が本件会議の議事録等にあったとしても、その部分のみに限定して不開示とすれば足りる。

ウ 条例第7条第6号イ以外の各号については、趣旨が異なるため不開示の理由とはならない。

エ 条例第7条第5号についてみると、本件会議は基本方針に関し、風評被害発生の懸念等を整理し、関係省庁に万全の対策を求めることを主眼として開かれ、その議論の内容を集約して当該意見が取りまとめられたといえる。

当該意見の意図するところは、ALPS処理水の処分に係る問題は、政府と東京電力の責任で対策に万全を尽くすよう求め、「風評の問題も含め、日本全国に関わる問題」との認識が県民のみならず、国民全体に広がるよう求めるものといえる。

県民には知る権利があり、本件会議の議論の内容等を県民が知ることは、当該意見の求めるところの背景について理解を深め、問題の所在を学ぶことにも資するものであり、特段の理由なく秘匿とするのは不合理である。

条例7条第5号は「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」があるときは、不開示情報となり得ると規定するが、本件会議の議論の内容が、仮に「県民等の間に混乱を生じさせるもの」であっても、「不当に」でない限り、その内容は開示されるべきである。

(4) 結論

以上のことから、本件不開示部分は条例第7条第5号及び第6号に該当せず、開示されるべきである。

(5) その後の開示決定との関係について

令和6年1月29日付けで、本件開示請求と同一内容の開示請求が審査請求人からなされたのに対して、ALPS処理水の海洋放出の時機を迎えたことから開示決定がなされ、対象公文書は審査請求人に全部開示されている。

しかし、当初の本件処分について不服があることから、審査請求を維持して判断を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

##### 1 対象公文書の不開示理由

- (1) 本件開示請求に係る原子力関係部局長会議は、国が決定した基本方針について、県の対応方針を協議・検討するために開催したものである。

基本方針については、令和3年4月から2年程度後を目途に海洋放出するというものであるが、これに対しては反対意見や、新たな風評の発生を懸念する意見や陸上保管による復興への影響を危惧する意見等様々な意見が示されている。

海洋放出をめぐる賛否等の議論は今後も継続するものと見込まれ、基本方針については、状況の変化に応じながら、国や東京電力に対し、県としての立場や意見を申し入れる必要があり、県としての協議・検討は継続していくこととしている。

- (2) 対象公文書のうち不開示とした部分は、「4月15日に開催した本件会議資料」及び「本件会議の議事録及び音声データのうちマスコミ非公開で開催した部分」である。

これらは、いずれも、1年以上前に開催された会議の内容であるが、県において協議・検討中の情報に該当し、不開示部分を開示することで、審議途中の未確定な情報が確定した情報として受け取られ、県民等の間に誤解や混乱を生じさせるおそれがある。

また、資料名、資料構成や資料の記載内容、発言者、発言内容や発言量を公にすることにより、一部の意見に焦点が当たり協議・検討が十分でないという意見が出されるなど、外部からの干渉、圧力等の影響を受けることなどにより、今後の率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると判断し、不開示とした。

- (3) 同様に、資料名、資料構成や資料の記載内容、発言者、発言内容や発言量を公に

することにより、県の協議・検討に係る過程が明らかになり、今後、国や東京電力に対する追加の申し入れにも影響を与える可能性が認められ、当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、条例第7条第6号イに該当すると判断し、不開示とした。

## 2 審査請求の理由について

### (1) 本件会議が開催された経緯と経過に鑑みた原決定の不当性について

ア 審査請求人は、本件会議の議事録等の内容は、既に広く県民に知られていたALPS処理水の処分に関する多様な意見や、論点を振り返るなどした内容がほとんどであると思われ、それに、新たに必要な検討を加えた形で当該意見が取りまとめられたとしても、その検討自体は福島県知事以下原子力関係部局長らによる幅広で総合的な議論であると想定されるから、本件会議の議事録等の内容が公になったとしても、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じるとは考え難いと主張している。

また、審査請求人は、本件会議は意見を取りまとめることに主眼があったのだから、当該意見の取りまとめから1年以上が経過した現時点において、本件会議の議論の内容が公になることで「率直な意見の交換」が不当に損なわれる事態とは何なのか不明であるし、当該意見が取りまとめられた経緯と経過に鑑みれば、議論の内容が公になることで「意思決定の中立性」が不当に損なわれる事情は想像し難いとも主張する。

イ しかし、基本方針については、今後も、状況の変化に応じながら、国や東京電力に対し、県としての立場や意見を申し入れる必要があり、県としての意思決定は継続して行うものである。

このため、1年以上前に開催された本件会議についても、不開示部分については、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等の影響を受けることなどにより、今後の率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当し、不開示とするべきである。

ウ また、審査請求人は、ALPS処理水の処分に関して関係者間に懸念や賛否があることは、当時既に県民に知られていたといえ、公にしても「県民等の間に不当に混乱を生じさせる」状況は想定し難いこと、関係省庁に対し万全の対策を講じるよう求めるなどの意見の内容を踏まえれば、これを議論した本件会議の内容が公になることで「県民等の間に不当に混乱」が生じるとは考え難いと主張するとともに、仮に条例第7条第5号の規定に著しく触れる内容があったとしても、その部分のみ不開示とすれば足りると主張する。

しかし、対象公文書の不開示部分は、協議・検討中の情報に該当し、不開示部分を開示することで、審議途中の未確定な情報が確定した情報と受け取られ、県民等の間に誤解や混乱を生じさせるおそれがあり、不開示部分を公にすることにより、一部の意見に焦点が当たり協議・検討が十分でないという意見が出されるなど、外部からの干渉、圧力等の影響を受けることなどにより、今後の率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、条例第7条第5号に該当することから、不開示とするべきである。

エ さらに、審査請求人は、「ALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」は、本件会議を経て取りまとめられた意見の求めるところはほとんど反映されており、意見の作成から1年以上が経過した時点において、本件会議の議事録等を公にすることで事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす事情は考え難く、不開示の理由はないと主張する。

しかし、基本方針については、今後も、状況の変化に応じながら、国や東京電力に対し、県としての立場や意見を申し入れる必要があり、県としての意思決定は継続されるものである。

このため、1年以上前に開催された本件会議についても、不開示部分は協議・検討中の情報に該当し、不開示部分を開示することで、県の協議・検討の過程が明らかになり、今後、国や東京電力に対する追加の申し入れにも影響を与える可能性が認められ、当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、条例第7条第6号イに該当し、不開示とするべきである。

(2) 福島県情報公開条例の趣旨目的に鑑みた原決定の不当性について

ア 審査請求人は、本件会議の議事録等の内容を「財産上の利益」や「当事者としての地位」を不当に害する記載を含むとは考え難いと主張する。

また、仮に不開示事由の規定に著しく触れるような記載が本件会議の議事録等にあったとしても、その部分のみに限定して不開示とすれば足りると主張する。

イ しかし、不開示内容については公にすることにより、県の方針決定に係る過程が明らかになり、今後、国や東京電力に対する追加の申し入れにも影響を与える可能性が認められ、当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、条例第7条第6号イに該当することから、不開示としたものである。

ウ 審査請求人は、意見がどのような議論を経て取りまとめられたのかについて、県民には知る権利があり、特段の理由なく秘匿することは不合理であると主張する。

また、条例第7条第5号は「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」が不開示情報になりうる旨規定するが、「不当に」でない限り内容は開示されるべきであり、条例の「県の諸活動を県民に説明する責務」を全うするとしている趣旨目的にも反するものと主張する。

エ しかし、不開示部分については、県において協議・検討中の情報に該当し、不開示部分を開示することにより、審議途中の未確定な情報が確定した情報と受け取られ、県民等の間に誤解や混乱を生じされるおそれがある。

オ また、一部の意見に焦点が当たり協議・検討が十分でないという意見が出されるなど、外部からの干渉、圧力等の影響を受けることなどにより、今後の率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、条例第7条第5号に該当することから、不開示とするべきである。

## 第5 審査会の判断

### 1 公文書の特定について

公文書開示請求に記載された内容から、実施機関は対象公文書を特定しており、

本件審査請求は、対象公文書の一部を特定してなされていること、その他公文書の特定について争いが無いことから、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

## 2 審査請求の要件について

審査請求人は、ALPS処理水の1回目の海洋放出後の令和6年1月29日に本件開示請求と同一内容の開示請求を行い、令和6年2月7日開示決定（以下「令和6年処分」という。）がなされ、本件不開示部分も含む対象公文書の全てが開示されていることから、本件審査請求の要件について検討する。

令和6年処分は、本件処分とは別の新たな処分であることから、本件処分について審査請求をすることは問題ないと考えられる。

以上のことから、本件審査請求は要件の充足があるものと判断する。

## 3 本件審査請求の対象について

審査請求人は、「第1回原子力関係部局長会議 会議開催結果報告書、音声データ」、「第2回原子力関係部局長会議 会議開催結果報告書、音声データ」及び「原子力関係部局長会議についての通知書（第1回、第2回）」の対象公文書に対して審査請求をしていると認められることから、対象公文書の不開示部分の不開示事由該当性について判断する。

なお、音声データについて審査会で内容を確認した結果、「第1回原子力関係部局長会議 会議開催結果報告書」及び「第2回原子力関係部局長会議 会議開催結果報告書」の各議事録と同じ内容であるため、以下合わせて判断を行う。

## 4 不開示情報の該当性について

- (1) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条同号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第5号及び第6号に該当することを理由として、本件不開示部分について不開示としているが、審査請求人は本件不開示部分の開示を求めている。

- (2) 条例第7条第5号について

### ア 条例第7条第5号の趣旨について

条例第7条第5号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当該規定は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする趣旨である。

そして、条例が広く公文書の開示請求を認める趣旨（条例第5条）であることから、「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

また、本号の「おそれ」は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要と解される。

イ 条例7条第5号の該当性について

対象公文書は、知事、副知事及び各部局長が出席した会議の結果報告書及び配布資料であり、行政内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当する。

このうち、本件不開示部分は、議事録、音声データ及び配布資料であり、いずれもマスコミ非公開部分である。

実施機関は、本件不開示部分を開示することにより、審議途中の未確定な情報が確定した情報と受け取られ、県民等の間に誤解や混乱を生じさせるおそれがあることや、一部の意見に焦点が当たり協議・検討が十分でないという意見が出されるなど、外部からの干渉、圧力等の影響を受けることなどにより、今後の率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当して不開示としたと主張する。

ウ そこで、本件不開示部分についてインカメラ審査を行ったところ、以下の点を確認した。

(ア) 本件不開示部分のうち、「第1回会議開催結果報告書内の議事録」については、基本方針の概要説明が記載されている。

「第2回会議開催結果報告書内の議事録」については、配布資料である「『多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針』の確認・検討結果について（案）」（以下「配布資料」という。）に関して、県の担当部局長が説明を加えた内容について記載されている。

(イ) 配布資料は、基本方針の要約と基本方針の内容について県の各部局にて確認・検討した結果（以下「確認・検討結果」という。）、さらに県としての意見（案）について記載がされている配布物である。

配付資料のうち、基本方針の要約については、令和3年4月13日付けで国が決定した基本方針の内容であるため、開示決定当時明らかな事実であり、本件決定における開示文書にも含まれている内容である。

「確認・検討結果」については、各省庁や東京電力で公表されている予算額や試験結果に関する報告及び国の基本方針に関する県の対応実績や方針が記載されている。

各省庁や東京電力で公表されている予算額や試験結果に関する報告は、開示決定当時明らかとなっている事実該当する。

また、国の基本方針に関する県の対応実績や方針については、知事の記者会見等で内容については明らかになっていたものと考えられる。

「県としての意見（案）」は公表されてはいなかったものの、会議当日、福島県知事が経済産業大臣と直接面談し県の意見を伝える予定となっており、





程が明らかになり、今後、国や東京電力に対する追加の申し入れにも影響を与える可能性が認められ、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため条例第7条第6号イに該当することから、不開示とした旨主張する。

ウ そこで、本件不開示部分についてインカメラ審査を行ったところ、前記4(2)ウ(ア)及び(イ)のことを認定した。

エ 実施機関によれば、ALPS処理水の海洋放出に関しては今後も状況に応じて、国や東京電力に対して意見の申し入れを継続的に行うことが見込まれ、県の協議・検討の過程が明らかになることにより、国や東京電力への追加の申し入れに影響を与えるおそれがあると主張する。

確かに、福島第一原子力発電所の未曾有の事故に起因するALPS処理水の放出については、風評被害や復興への影響等の不確定な要素がある。

しかし、それは一般的、抽象的なおそれに過ぎず、具体的「おそれ」について、実施機関による十分説得力のある説明を得ることはできなかった。

また、令和6年処分後に、国や東京電力との交渉について実際に何らかの影響があり、当事者としての地位が不当に害されたといった事情についても、実施機関による十分説得力のある説明を得ることはできなかった。

オ 以上のことから、本件不開示決定部分について、これを公にすることにより県の協議・検討に係る過程が明らかになり、今後、国や東京電力に対する追加の申し入れにも影響を与える可能性が認められ、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえず、条例第7条第6号イに該当しないと判断する。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 4 付言

審査請求は、迅速かつ公正な手続きの下で行政庁への不服申立てを行うことによる国民の権利救済と行政の適正な運営の確保が趣旨となっている。

開示決定等について審査請求がなされた際には、福島県情報公開審査会への諮問が規定されていることから（条例第19条第1項）、審査会への諮問及び審議も迅速な手続きが求められている。

他方で、国民の権利救済と行政の適正な運営という重要な事項を取扱うため、迅速な審議を見据えつつも、拙速なものとならないよう丁寧に審議することが求められている。

原則的に審査請求があった順に審査を行っているところ、諮問されている事案数が多数に及ぶ場合や、諮問されている事案の中に極めて大量の公文書の一部開示決定の可否を判断する必要があるような場合には、審議の開始や答申に時間を要する場合もあり得る。

本件における審議開始の遅延はこのような事情によるところであるが、なお迅速な審議に努めていくこととしたい。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年10月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 6年 4月11日 (第335回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 6年 5月 8日 (第336回審査会)	・審議
令和 6年 5月30日 (第337回審査会)	・実施機関から公文書不開示決定理由を聴取 ・審議
令和 6年 6月20日 (第338回審査会)	・審査請求人による意見陳述 ・審議
令和 6年 7月18日 (第339回審査会)	・審議
令和 6年 8月 1日 (第340回審査会)	・審議
令和 6年 8月28日 (第341回審査会)	・審議
令和 6年 9月11日 (第342回審査会)	・審議
令和 6年10月 3日 (第343回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者